

「確定給付企業年金法施行令および施行規則の一部を改正する政令および省令等」の公布

対象

DB

DC

退職金

その他

内容

法令通知

財政運営

会計基準

その他

ポイント

- 9月16日「確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令」※1および9月30日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」等※2※3※4が公布、意見募集結果※5※6も公表されました。
- DBおよび企業型DCに関する軽微な規約変更等の規定を変更
- DBのガバナンスの強化を図る観点から、現在通知等で規定されている以下項目を法令で規定
 1. 資産運用委員会の設置義務化
 2. 総合型DB基金の代議員の定数
 3. 総合型DB基金における会計監査等の実施義務化

※1「[確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令](#)」

※2「[年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令](#)」

※3「[確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令](#)」

※4「[厚生労働省告示第335号](#)」

※5「[確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等](#)」に関する意見募集の結果について

※6「[年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案](#)」に関する意見募集結果について

政省令等の改正概要

【施行日】 2020年10月1日

1. 全てのDB・企業型DCが対象となる項目

項目	政省令の改正概要
1. 軽微な規約変更	<p>【DB施行規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 財政再計算において対応後リスク充足額が財政悪化相当額を上回ることとなり、これを上回らないようにリスク対応掛金額を減少させ、又は、リスク対応掛金額の拠出を終了させる場合の規約変更については、軽微な変更とする ➤ 条項の移動等の規約内容の実質的な変更を伴わない事項については、「軽微な変更」から「特に軽微な変更」に取扱いを変更する <p>【DC施行規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業型DCを実施又は実施される事業所の名称及び住所(市町村の名称変更等に伴い変更する場合に限る)等について、届出不要な規約の軽微な変更とする

政省令等の改正概要(続き)

2. 資産規模が常時100億円以上のDBが対象の項目

【施行日】 2020年10月1日

項目	政省令の改正概要
2.資産運用委員会の設置義務	<p>【DB施行令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 積立金の額が厚生労働省令で定める額以上の事業主等は資産運用委員会を置かなければならない ➢ 資産運用委員会は、事業主及び加入者のそれぞれを代表する者で組織する ➢ 資産運用委員会は、基本方針その他の積立金の管理及び運用に係る事項に関し、事業主又は基金の理事長若しくは管理運用業務を執行する理事に対して意見を述べるものとする <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施行日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する <p>【DB施行規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 厚生労働省令で定める額は、100 億円とする ➢ 事業主等は、資産運用委員会に、積立金の管理及び運用に関し専門的知識及び経験を有する者を構成員として加えることができる ➢ 資産運用委員会の会議については、その会議録を作成し、保存しなければならない ➢ 企業年金基金においては、理事長及び管理運用業務を執行する理事は、議事の経過その他の情報について、代議員会に報告しなければならない ➢ 事業主等は、議事の概要について、加入者に周知させなければならない ➢ 事業主等は、議事の概要について、受給権者等にも、周知するよう努めるものとする

3. 総合型DB基金のみが対象となる項目

【施行日】 2020年10月1日

項目	政省令の改正概要
3.代議員の定数	<p>【DB施行令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2以上の事業主が共同して設立する基金(当該基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主と業務、資本金その他について密接な関係を有すること等、厚生労働省令で定める要件に該当するものを除く)における、事業主において事業主及び実施事業所に使用される者のうちから選定する代議員の定数は、その選定の時点における当該基金の実施事業所の事業主の数の十分の一以上とする ➢ なお、当該事業主の数が500を超える場合は50、30を下回る場合は3とする <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 施行日以後行われる代議員の選定から適用する

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

3. 総合型DB基金のみが対象となる項目

項目	政省令の改正概要
3.代議員の定数	<p>【DB施行規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業主において選定代議員の定数を定めることを要しない基金の要件は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ① 基金の実施事業所の事業主のうち一の事業主が他の事業主の発行済株式又は出資(自己が有する自己の株式又は出資を除く)のおおむね2割を直接又は間接に保有する関係にあること又は人的関係が緊密であること ② 基金の実施事業所の事業主の9割以上が他の法律により設立された協同組織体であって、次のいずれにも該当するもの <ul style="list-style-type: none"> ・協同組織体に所属する事業主のうちDBを実施していない厚生年金適用事業所の事業主に対して、基金への加入勧奨等に関する活動実績を有すること ・基金の意思決定に先立って、選定代議員に対し、基金の事業の運営に関する指針を示すこと ・基金の事業運営について基金から定期的に報告を求め、事業運営に改善が必要と認めるときは、改善に必要な検討等を行う体制を整備していること
4.会計監査等の実施義務(監事の意見)	<p>【DB施行規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 2以上の事業主が共同で設立する基金については、事業及び決算に関する報告書を地方厚生局長等に提出する場合は、基金の事業の健全な運営を確保するために、次に掲げる結果のいずれかを考慮した監事の意見を付けて、代議員会に提出し、議決を得なければならない <ul style="list-style-type: none"> ① 公認会計士法に規定する監査法人の監査の結果 ② 公認会計士法に規定する公認会計士の資格を有する者の監査の結果 ③ 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものの結果(以下「告示」参照) ➤ なお、積立金の額が20億円を常時下回る、又は下回ると見込まれる総合型DB基金は会計監査等の導入の対象外とする <p>【厚生労働省告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるものは、公認会計士等次に定める者が日本公認会計士協会「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針(業種別委員会実務指針第六十二号)」等に基づき実施する「合意された手続業務」(いわゆるAUP)とする <ul style="list-style-type: none"> ① 公認会計士法に規定する監査法人又は公認会計士の資格を有する者 ② 上記と同等の知識及び経験を有する者であって、次のいずれにも該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引法又は会社法による監査これらに準ずる実務経験を有すること ・当該合意された手続業務遂行能力につき高い水準を満たすと認められること <p>【経過措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施行日から起算して6ヶ月を経過した日以後最初に終了する事業年度の翌事業年度から適用する

以上

発行元:三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。